

令和2年度 医療に関する税制要望(項目)

令和元年8月
日本医師会

○医療経営

- 1 ・ 控除対象外消費税の診療報酬への転嫁は、基本診療料へのきめ細やかな配分により精緻に行い、定期的に検証し必要な見直しを行いつつ、あわせて、消費税率10%超への更なる引き上げに向け、個別医療機関に生ずる補てんのばらつきへの税制上の対応のあり方について、引き続き検討すること。
— 消費税 —
- 2 ・ 医療を承継する時の相続・贈与に係る税制をさらに改善すること。
 - ①医療法人の出資に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設。
 - ②医療法人の出資の評価方法の改善。
 - ③認定医療法人制度の延長及び拡充。
 - ④個人版事業承継税制の改善。
 - ⑤出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善。
 - ⑥基金拠出型医療法人の基金の評価方法の改善。— 相続税・贈与税・所得税 —
- 3 ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税存続。
— 事業税 —
- 4 ・ 医療法人の事業税について特別法人としての軽減税率課税存続。
— 事業税 —
- 5 ・ 訪日外国人患者の増加に対応する所要の税制措置。
— 法人税・相続税・贈与税・固定資産税 —

○勤務環境

- 6 ・ 少子化対策及び、病院等に勤務する医療従事者の子育て支援並びに勤務環境を改善するため、下記の措置を講ずること。
①企業主導型保育施設用資産割増償却制度の延長及び拡充。
②ベビーシッター等の子育て支援のサービス利用に要する費用を、税制上の控除対象とする措置を講ずること。

— 所得税・法人税 —

- 7 ・ 認定医師制度(仮称)に係る所要の税制措置。

— 所得税・法人税・住民税・事業税・固定資産税 —

○健康予防

- 8 ・ たばこ税の税率引き上げ。

— たばこ税・地方たばこ税 —

○医療施設・設備

- 9 ・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。

— 所得税・法人税 —

- 10 ・ 医療機関が取得する償却資産に係る固定資産税についての所要の税制措置。

- ①生産性向上特別措置法による固定資産税軽減措置について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えること。
②医療機関が取得する新規の器具・備品や建物付属設備などの償却資産の投資に係る固定資産税軽減措置を全国一律の要件で適用する措置として講ずること。
③固定資産税の償却資産の申告期限を法人税申告期限と統一すること。

— 固定資産税 —

- 11 ・ 医師少数区域等に所在する医療機関の
固定資産税・不動産取得税に係る税制措置の創設。
－ 固定資産税・不動産取得税 －
- 12 ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る
税制上の特例措置創設。
－ 所得税・法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 －

○その他

- 13 ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)
存続。
－ 所得税・法人税 －
- 14 ・ 公益法人等に関わる所要の税制措置。
(1)医師会について
医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の
恒久化、その他の措置。
(2)公益法人等への課税強化を行わないこと。
(3)一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等
軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る
固定資産税等軽減措置。
－ 所得税・法人税・相続税・登録免許税・固定資産税・都市計画税・
不動産取得税 －